

鹿児島市クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市の産業振興を図るため、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う課題解決に資する起業や新製品・新サービスの開発などに取り組む市内の起業家や中小企業等が、テストマーケティングや資金調達のためクラウドファンディングを活用する際に支払う手数料に対し、予算の範囲内でクラウドファンディング活用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) クラウドファンディング

インターネットを通じて、不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。

(2) クラウドファンディング運営事業者

クラウドファンディングによる資金調達のための環境を提供する事業者で、次の要件を満たすものをいう。

ア 設立後2年以上の日本国内におけるクラウドファンディング事業者であること

イ 第8条第1項に定める申し込みにおける直近1年間において、10件以上のクラウドファンディングによる資金調達成立実績のあるクラウドファンディング事業者であること

(補助金の交付対象者)

第3条 第1条に規定する補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める全ての要件に該当する法人又は個人とする。

(1) 本市に本社若しくは主たる事務所を有すること

(2) 市税の滞納がないこと

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する企業等は補助対象者としない。

(1) 暴力団及び暴力団員

(2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

3 第1項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する事業等は補助金の交付対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年、法律第122号）第2条6～第10項に該当する全業種
- (2) 宗教
- (3) 政治・経済・文化団体
- (4) 公序良俗に問題のある事業
- (5) その他市長が適当でないと認める場合

（補助金の交付対象事業）

第4条 補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う課題解決に資するため、クラウドファンディングで資金調達し、補助対象者が実施する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 起業して行う事業
- (2) 新商品又は新サービスの企画、開発を行う事業
- (3) 新たな事業分野への展開を行う事業
- (4) その他市長が認める事業

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、補助金の採択通知日から通知日の属する会計年度の3月31日までとする。

（補助金の交付対象経費）

第6条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者がクラウドファンディング運営事業者と契約してクラウドファンディングを活用した際に、当該クラウドファンディング運営事業者を支払われる利用手数料等とする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

3 補助対象経費について、他の機関又は制度における補助金等の交付を受けた場合、若しくは交付が確定している場合は補助対象外とする。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額で、20万円を限度額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の額を算定する場合において、その額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において、原則1回に限るものとする。

(補助金の交付申請に係る申し込み)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ鹿児島市クラウドファンディング活用支援補助金に係る申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書(様式第2号)
- (2) 暴力団排除に関する誓約・同意書(様式第3号)
- (3) 課税事業者・免税事業者届出書(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付申請に係る申し込みの審査等)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請に係る申し込みを受けたときは、当該申込内容を速やかに審査し、申込者との間で必要な調整を行った上で、補助金の交付対象になることが見込まれるときは、申込者に鹿児島市クラウドファンディング活用支援補助金交付申請に係る採択通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の申請は、第4条の規定によりクラウドファンディングを活用し、資金の調達を完了した日から起算して3月以内又は交付決定日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、鹿児島市クラウドファンディング活用支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) クラウドファンディング運営事業者と締結した契約書等の写し
- (2) クラウドファンディング運営事業者のウェブサイト(企画に係る部分に限る。)を印刷したもの
- (3) クラウドファンディング運営事業者への利用手数料の支払が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除することができる部分の金額に第7条の規定により算出した補助金の額を補助対象経費の額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 市長は、規則第5条に規定する補助金の交付決定を行うに当たっては、前項の規定により

補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額してなされた交付申請については、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

- 4 市長は、第1項ただし書の規定により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しないで補助金の交付の申請を行った補助対象者については、補助金の額の確定を行うまでの間において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになったときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額を減額した額を補助金の額として確定する旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 補助対象者は、規則第14条に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、その旨及び額について報告しなければならない。
- 6 補助対象者は、事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第7)により、速やかに市長に報告しなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が補助金の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を超えるときは、当該超える額に相当する額の返還を命ずる。
- 8 市長は、補助金の交付予定額が、予算の範囲を超えると判断した場合は、補助申請の受け付けを終了することができる。

(補助金の交付の条件)

第11条 規則第6条第4項に規定する条件は、補助金の交付の確定日において本市に本社又は主たる事務所を設置していることとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条第1項に規定する市長が定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日とする。

(関係書類の保存)

第13条 補助対象者は、規則第11条の書類、帳簿等を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(状況の調査等)

第14条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な推進を図るため必要と認めるときは、補助事業の状況を調査し、又は補助対象者に報告を求めることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。